

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年10月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900052号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900015号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から平成7年3月1日に訂正し、平成6年3月から平成7年2月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から平成7年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月31日から平成7年3月1日まで

年金記録によると、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成6年3月31日とされているが、その後も同事業所に継続して勤務していた。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所における雇用保険の被保険者記録及び請求者が保管していた給料台帳によると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成7年3月7日付けで同日と記録され、同日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成7年3月31日付けで、請求者の資格喪失日は、平成6年10月1日の定時決定を取り消した上で、平成6年3月31日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成7年3月31日において、当初、平成6年3月31日より後の日をA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が14人確認できるところ、このうち13人について、請求者と同様に、同喪失日を平成6年3月31日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日及び資格喪失日)を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、A事業所の当初の全喪処理は、平成7年3月7日に行われ、同月中の平成7年3月31日には、全喪日を平成6年3月31日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所(当時)に納付すべき保険料

が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成7年3月7日とする処理、及び同喪失日を平成6年3月31日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない上、雇用保険の被保険者記録により、請求者は平成7年2月28日まで当該事業所に勤務していたことが確認でき、請求者も同様の主張をしていることから、請求者に係る同喪失日については、その翌日の平成7年3月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月から平成7年2月までの標準報酬月額については、A事業所における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900042号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900005号

## 第1 結論

昭和58年4月から昭和58年9月までの請求期間、昭和58年12月から昭和59年3月までの請求期間、昭和60年4月から昭和60年6月までの請求期間、昭和60年8月の請求期間及び昭和63年8月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月から昭和58年9月まで  
② 昭和58年12月から昭和59年3月まで  
③ 昭和60年4月から昭和60年6月まで  
④ 昭和60年8月  
⑤ 昭和63年8月から平成元年3月まで

私は、昭和58年10月頃に自分でA市の年金係において国民年金の加入手続を行った。その後、昭和60年7月頃に国民年金保険料を払っていなかったことに気がついて同年金係に行っていたが、保険料を納付するための手続の仕方を教えてもらえなかったため、その旨を父(故人)に話したところ、請求期間①、②及び③の保険料については、父が平成元年頃に当該年金係で納付してくれた。

また、請求期間④及び⑤の国民年金保険料については、当該年金係において自分で毎月納付していたが、年金記録によると、保険料未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和58年10月頃にA市で初めて国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市の電算記録によると、請求者の請求期間①から⑤までに係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理の入力日は、全て平成9年5月12日となっていることが確認できる上、請求者が昭和58年10月頃に交付されたとする年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載はなく、平成9年1月から導入された基礎年金番号(請求者の厚生年金保険記号番号と同一番号)のみが記載されており、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の最初の国民年金の加入手続は、平成9年5月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と加入手続の時期が大きく相違している。

また、請求者は、請求者の父(以下「父」という。)が平成元年頃にA市において請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したとしているものの、当該平成元年の時点では、当該請求期間の保険料は時効により納付することができない上、A市は、平成元年当時、同年金係では保険料を過年度納付することはできない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間①から⑤までに係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理日は、全て平成9年6月10日となっていることが確認できる上、紙台帳検索システムにおいて、請求者に係るA市の平成9年度以前の国民年金被保険者名簿は見当たらないことを踏まえると、請求期間①から⑤まで当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求者及び父は、請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者及び父が、請求期間①から⑤までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。